

八千代市行財政改革大綱

---

# 創意くふう

---

— 考えます。八千代の未来を —

平成 11 年 3 月

# はじめに

---

21世紀を目前にして、少子高齢化、高度情報化時代の到来、また環境問題への関心の高まり、さらには地方分権の推進など、新たな潮流により時代は大きな転換期にあります。

市政においては、こうした変革の時代を的確に捉え、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように体質を改善し、最少の経費をもって、住民福祉の向上と、個性的で活力のある地域社会を構築していくことが求められています。

そのためには、経済情勢が依然として厳しい基調を脱することができない状況のもと、本市の厳しい財政状況を直視し、職員一人ひとりが公務員としての使命に徹するとともに意識改革を図り、簡素で質の高い自治体に変革を遂げていくことが重要です。

このようななかで、平成8年度に策定した新行政改革大綱及び同実施計画の計画期間が平成10年度で終了することに伴い、平成11年度以降の新たな取り組みの指針となる「行財政改革大綱」を策定いたしました。

この大綱は、そのキャッチフレーズを「創意くふう - 考えます。八千代の未来を - 」とし、今後も引き続き、この大綱による行財政改革の計画的な推進を図り、平成11年度からスタートする第3次総合計画の将来都市像である「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」の実現に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成11年3月

八千代市長

# 目 次

第 1 部	行財政改革の基本的考え方	1
第 1 章	行財政改革推進の背景	1
第 2 章	行財政改革推進の目的と 3 つの柱	1
第 3 章	行財政改革の推進期間	3
第 4 章	行財政改革の推進体制	3
第 5 章	第 3 次総合計画との関係	3
第 2 部	行財政改革の方策	5
第 1 章	効果的な施策の推進	5
第 1 節	施策の選択と重点化による事業展開	5
1 .	新規の事業	5
2 .	既存の事業	5
第 2 節	個別的視点からの見直し	6
1 .	外部委託の推進・民間活力の導入	6
2 .	補助金等の見直し	6
3 .	公共工事等のコスト縮減	6
4 .	広域行政の推進	6
5 .	公共施設の効果的・効率的な配置及び管理	7
(1)	施設の効果的な配置	7
(2)	施設の効率的な管理運営	7
第 3 節	職員一人ひとりが足元から見直す事務改善	7
1 .	事務処理の効率化等	7
2 .	手続きの簡素化等	8
3 .	待遇の向上	8
第 4 節	情報化の推進	8
1 .	地域と行政の情報化の推進	8
2 .	広報・広聴機能の充実	8
第 2 章	簡素で活力のある執行体制	9
第 1 節	簡素で機能的な組織機構	9
1 .	組織機構の見直し	9
2 .	審議会等の見直し	9
3 .	外郭団体等のあり方	10

第2節	定員管理及び給与等	10
1.	定員管理等	10
2.	給与制度等の見直し	10
第3節	意識改革と活力のある職場環境づくり	11
1.	職員の意識改革	11
2.	職務遂行能力の向上等	11
第4節	透明性のある開かれた市役所	11
1.	情報の公開等	11
2.	監査機能等の充実	12
第3章	財政の健全化	13
第1節	計画的な財政運営	13
第2節	財源の確保	13
1.	市税収入等の確保	13
(1)	税源のかん養策	13
(2)	徴収率の向上	14
2.	使用料・手数料等の見直し	14
3.	財産収入の確保	14
第3節	歳出構造の改善	14
第4節	国・県等への要望	14
第3部	実現に向けて	15
第1章	職員の意識改革のもと、全庁あげての改革の推進	15
第2章	市民とともに築くまちづくり	15
第1節	市民参加によるまちづくり	15
第2節	ボランティア活動との連携・支援	15
附 属 資 料		
資料1	行財政改革推進にあたっての提言書	1
資料2	八千代市の財政状況等	9
資料3	八千代市行財政改革推進委員会設置要綱	15
資料4	八千代市行財政改革推進本部設置規程	17

# 第1部 行財政改革の基本的考え方

## 第1章 行財政改革推進の背景

時代は大きな転換期にあります。

社会経済の様々な分野で、今までの概念や考え方が見直されています。このような状況のなか、行財政改革は国・地方を通じた共通の課題となっています。

本市では、平成8年度に「新行政改革大綱」及び「新行政改革大綱実施計画」を策定し、これに基づき改革を進めてきましたが、この推進期間が平成10年度をもって終了します。

しかし、地方分権が確実な流れのなかにあつて、依然として深刻な財政状況を抱えながら、少子高齢化や情報化施策をはじめ、道路やごみ処理等の都市基盤施設の整備、さらには防災対策など、莫大な費用を要する施策に対応しなければなりません。

この厳しい財政状況は、一時的な改革によって解決できるものではなく、財政健全化に留意した行財政改革への継続的な取り組みが不可欠であり、これを克服し質の高い自治体へ変革していくことが、本市に課せられた最大の課題です。

このような状況のもと、平成11年度から第3次総合計画がスタートしますが、本市の将来都市像である「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」の実現に向けて、行財政改革を通じ、諸施策の実行性の確保に努めていく必要があります。

## 第2章 行財政改革推進の目的と3つの柱

この大綱は、本市が積極的に取り組む、今後の行財政改革の基本的な指針となるものです。

限られた人員や財源のなかで、必要なサービスを提供し、かつ新しい行政需要に対応していくためには、経営的発想による行政運営が強く求められています。

そこで、新しい時代に対応した「簡素で効率的な行政運営」と「健全な財政基盤の確立」を目的とし、これを推進するにあたっては、次の3つの柱を設けるものとします。

### 行財政改革推進のための3つの柱

経営の減量化を基本とした、質の高い自治体へ変革するため、施策や組織機構及び財政という視点から3つの柱を設定し、新たな行財政改革に取り組みます。

1. 効果的な施策の推進
2. 簡素で活力のある執行体制
3. 財政の健全化

# 行財政改革推進の体系

《3つの柱を【大項目】とし、この推進を図るため各々【中項目】を設けます。》

## 1. 効果的な施策の推進

限られた財源のなかで、時代に則した施策を効果的に進めるためには、施策の選択と重点化が重要です。そして、この施策を展開するための事業の推進にあたっては効果的・効率的に行い、市民サービスの向上を図ります。

- 【中項目】
- 施策の選択と重点化による事業展開
  - 個別的視点からの見直し
  - 職員一人ひとりが足元から見直す事務改善
  - 情報化の推進

## 2. 簡素で活力のある執行体制

施策や財政の状況に応じた組織機構の見直しをはじめ、定員管理や給与等の適正化、職員の意識改革など、市自らの内部努力を進め、簡素で活力のある市民に信頼される市役所をめざします。

- 【中項目】
- 簡素で機能的な組織機構
  - 定員管理及び給与等
  - 意識改革と活力のある職場環境づくり
  - 透明性のある開かれた市役所

## 3. 財政の健全化

第3次総合計画の諸施策を推進していくためには、ゆとりのある財政構造に改善することが急務です。そのため、最少の経費で最大の効果をあげることが基本とし、行財政全般にわたる改革を通じて財政の健全化に取り組みます。

- 【中項目】
- 計画的な財政運営
  - 財源の確保
  - 歳出構造の改善
  - 国・県等への要望

## 【実現に向けて】

行財政改革の実現に向けて、職員の意識改革のもと、全庁あげての取り組みを推進します。さらに、地方分権にふさわしい地域づくりのため、ボランティア活動との連携を促進するなど、市民とともに築くまちづくりを進めます。

---

## 第3章 行財政改革の推進期間

---

行財政改革は、今日のように財政の厳しいとき、また反対に余裕のあるときとを問わず常に必要なものであり、絶え間なく行われるべきものです。

そのため、この大綱においては、特に推進期間を設けないものとします。

なお、この大綱に掲げた方策を推進していくため、平成11年度から13年度までの3か年を計画期間とする「八千代市行財政改革大綱推進計画」を策定します。

---

## 第4章 行財政改革の推進体制

---

行財政改革の推進にあたっては、全庁的な推進組織として設置した「八千代市行財政改革推進本部」を中心に、市民の代表等で構成する「八千代市行財政改革推進委員会」の意見を踏まえながら、市民をはじめ市議会等の理解と協力を得ることに努めるとともに、職員一人ひとりが、現在の状況を十分認識し、創意工夫をこらしながら取り組むものとします。

そして、改革の実績や効果を定期的に把握し、進捗状況を公表します。

---

## 第5章 第3次総合計画との関係

---

行財政改革は、新しい時代にふさわしい、新しい行財政運営の実現に向けた道具（ツール）です。

そこで、この大綱は第3次総合計画に掲げた施策を、効果的・効率的に推進していく役割を担うものであり、第3次総合計画を推進面から支える性格を有しています。

## 第 2 部 行財政改革の方策

---

### 第 1 章 効果的な施策の推進

---

本市においては、市制施行以来、市民生活の向上を図るため、多くの施策に先駆的に取り組み、各種の事業を実施してきました。

しかしながら、現在の厳しい財政状況のもと、限られた財源を、いかに有効に活用するかが問われています。

このようななかで、第 3 次総合計画が平成 11 年度からスタートしますが、この計画に掲げた施策の推進にあたっては、行財政改革の視点から常に見直すものとします。

#### 第 1 節 施策の選択と重点化による事業展開

財政規模の拡大が保障されない時代とされています。

このような状況のもとでは、施策の選択と重点化を図り、より効果的に事業を進めていく必要があります。

本市では、事業目的に対応した新たな予算体系として平成 8 年度から事業別予算を採用し、さらに予算から決算にいたる一連の業務を財務会計システムにより運用しておりますが、今後、計画と予算との連動がより重要となってきます。

第 3 次総合計画に位置づけられた事業は、積極的に推進していく必要がありますが、コスト意識（費用対効果）の徹底に留意しながら、必要性、実施時期、手法などを常に見直し、より効果的な手法で進めるものとします。

また、施策の選択や重点化のためには政策審議を深めて行く必要がありますが、現行の庁議のほかに、機動性や迅速性等の観点から市の重要政策を審議・形成する機関を新たに設置します。

##### 【 1 . 新規の事業 】

新規の事業にあっては、市民要望、効果、後年度の財政に与える影響などを考慮し、計画的に実施していくものとします。

また、新たに人員や予算を必要とする事業は、計画段階から管理運営のあり方を含めて検討するとともに、民間企業などとの連携や協調も視野に入れた事業の推進を研究します。

##### 【 2 . 既存の事業 】

厳しい財政状況のもと、新たな行政課題に対応していくためには、常に既存の事業を見直すことが重要です。

そのため、社会的弱者に配慮しつつ、事業の必要性や効果等を十分検討し、延期・縮小・類似サービスの整理などを進めるとともに、施策や事業を評価するシステムの確立に努めます。



## 第2節 個別的視点からの見直し

各事業は、その目的を達成するため、人件費をはじめ、需用費、委託料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費、補助金や扶助費等で構成されています。

事業そのものの延期・縮小・統合など、総体的視点からの見直しに加え、事業の構成要件を個別的視点から見直すものとします。

### 【1．外部委託の推進・民間活力の導入】

外部委託は、効率的な経営を実現するための有効な手段の一つです。

そのため、市民サービスの向上、コストの削減、職員の勤務形態などの視点から見て、効率的・効果的なものについては、行政としての責任を明確にして、業務の委託化あるいは民間活力の導入を積極的に進めるものとします。

また、既に行っている外部委託についても常に再評価するものとし、特に外郭団体等への委託にあっては、民間企業などとのコスト比較を行い、形骸化することがないように見直します。

### 【2．補助金等の見直し】

補助金等は、行政自らが実施するよりも効果的に事業の目的が果たせるという機能があり、公益を増進する目的に沿って適正に活用されるものです。

しかし、一度交付すると固定化や既得権化したり、さらには新規の補助が追加されるなど、総額では増加する要因を含んでいます。

そのため、意義、役割、必要性等について留意し、廃止・統合・縮小・終期の設定、融資措置への切り替え等を図るとともに、新規の補助金を設ける場合には終期を設定するなど、その総額の抑制に努めます。

また、補助金申請等の手続きの簡素化も進めます。

### 【3．公共工事等のコスト縮減】

公共工事の執行をめぐる状況や厳しい財政事情を背景に、その実施方法や経済効果等について様々な指摘がなされています。

国においては、平成9年4月、公共工事コスト縮減対策に関する行動計画が策定されたところです。これを参考とし、本市における公共事業を効率的に推進するための行動計画を平成10年度に策定したところであり、これに基づき平成8年度の標準的なコストに比較して10%以上の縮減に努めます。

また、公共工事に止まらず、各種の業務委託や維持管理及び運営経費についても見直します。

### 【4．広域行政の推進】

広域行政の推進が叫ばれている今日、行政区域を越えた広い視野で、他の市町村との行政課題に取り組む必要があります。

道路・交通網の整備、下水道の整備、防災や環境対策等の行政区域を越えた広域的な課題に対して、課題別の協議会等を通じ連携を深めます。

さらに、地方分権の進展や厳しい財政状況のもと、より効率的な行政を実現していく観点から、広域行政の活用や拡大を積極的に考えていくものとします。

## 【 5 . 公共施設の効果的・効率的な配置及び管理】

公共施設については、建設から管理の時代へ移行しています。

公共施設は、貴重な地域資源の一つですが、職員の人件費等を含めた管理運営費の軽減を図ることが財政面から求められているため、効果的な配置と効率的な管理に努めます。

また、新たな施設の整備にあたっては、その構想段階において管理運営方法を含め多面的な角度から検討します。

### (1)施設の効果的な配置

支所・連絡所、青年館、小中学校や保育園をはじめとする既存の施設について、社会情勢の変化にあった整理統合など、根本的な検討の時期を迎えています。そのため、それぞれの役割・利用実態・地域性・効率性などを踏まえて、効果的な配置と有効活用の検討を行います。

また、施設の建て替えは多額の財政負担を伴うことから、個別改修計画を策定し、これを基に大規模改修が集中しないよう総合的な対応を図るとともに、建て替えが生じた場合には施設の多目的化や複合化を進めます。

なお、新たな施設整備に際しては、その構想段階からプロジェクトチームを編成し、管理運営方法を含め多面的な角度から検討します。

### (2)施設の効率的な管理運営

施設を効率的に活用できるよう、市民のライフスタイルを考慮しながら、開館日や利用時間、目的外の活用、利用手続きなどの見直しにより、利便性の高い施設運営に努めるとともに、社会的弱者に配慮した改修等を行います。

また、施設の維持管理費が増加傾向にあることから、外部委託を含め管理方法の改善による節減に努めるとともに、利用料金の見直しを検討します。

なお、利用目的の終了した施設の有効活用を検討します。

## 第3節 職員一人ひとりが足元から見直す事務改善

限られた人員と予算で、最大の効果を生み出していくためには、事業の見直しとあわせて、事務のあり方、進め方等についての改善が必要です。

事務は、正確かつ効率的に行い、経費の抑制に努めるとともに、市民が利用する窓口事務については、接遇の向上に努めます。

### 【 1 . 事務処理の効率化等】

事務分掌の見直しなど進め、行政の縦割りの弊害をなくすとともに、市民サービスの向上と事務の効率化を図る必要があります。

そのためには、既定の概念にとらわれずに、職員の参加や提案を促し、能率的な事務処理のための見直しを絶えず行うとともに、定型化した事務分野ではOA化による高度・省力化を進め、市民サービスの迅速化に努めます。

## 【 2 . 手続きの簡素化等 】

市民が市へ提出する各種申請書類について、既に押印を省略しているものもありますが、この押印の見直しとともに、添付書類の見直し、平易な用語・表現の使用、処理期間の短縮などの簡素化を促進するとともに、各施設間での手続きの統一性に配慮し、前例踏襲の見直しによる市民サービスの柔軟化に努めます。

## 【 3 . 接遇の向上 】

接遇は市民サービスの基本であり、市民と接する一人ひとりの職員の印象は、そのまま市役所のイメージとして固定化されます。

そこで、的確な窓口サービスが、市民に対する信頼を得る第一歩であるとの認識にたつて、人的・物的両面からの接遇の向上に努めます。

# 第 4 節 情報化の推進

情報化の進展がめざましいなかにあつて、この推進は、効果的・効率的な行政運営、及び市民サービスの向上のために有効な手段です。

そこで、地域の情報化と、行政の情報化を総合的・計画的に進めます。

## 【 1 . 地域と行政の情報化の推進 】

八千代市情報化総合計画に基づき、市民の交流と参加を促進する地域の情報化と、業務の効率化と高度化を図る行政の情報化を進めます。

この推進にあたっては、導入費用や効果のバランスなどを考慮しながら計画的に取り組めます。

また、情報化の進展により情報量が増大していますが、他方においてはプライバシー面で個人情報の適正な取り扱いが求められているため、条例の適正な運用に努めます。

## 【 2 . 広報・広聴機能の充実 】

市の現状や施策等をわかりやすくお知らせし、市民の理解を得るとともに、市民の声を反映した施策を展開していくことは、市政運営の基本です。

この広報・広聴は、行政の説明責任（アカウンタビリティ）の確保における重要な手段の一つであることから、全ての部署がその役割を担うものとし、進展する情報技術等を活用して充実を図ります。

---

## 第2章 簡素で活力のある執行体制

---

組織は、目的を達成するための手段であり、固定不変なものではなく、環境や状況に応じて見直しを行い、常に自己変革していく必要があります。

また、職員にあっては、新しい時代に対応した、多様な行政サービスを展開していくため、意識改革をはじめ資質の向上、能力開発に努めるとともに、そのための環境づくりを進めます。

さらに、外郭団体、審議会等においても見直しを促進します。

### 第1節 簡素で機能的な組織機構

事業展開にあわせた簡素で機能的な組織機構が望まれます。

そのため、社会経済情勢が急激に変化するなか、組織のあり方の見直しを行い、柔軟に対応できる組織機構の確立に努めます。

また、市民の参加や意見の反映という観点で重要な機能を果たしている審議会等について、広く市民の参加を求めるとともに、より開かれた運営を行い、活性化に努めるものとします。

#### 【1．組織機構の見直し】

本市においては、平成9年度に11部48課104係を7部43課96係とする組織の簡素化を図ったところです。

厳しい財政状況のもと、事業展開に対応した組織の再編や制度づくり、及び事業量の変動に伴った効果的な人員配置という一体的な仕組みが重要です。

特に、組織の細分化は、きめ細かい施策を推進するうえでは効果的ですが、一方では人員や経費の増加、さらには縦割りや繁忙期の応援体制の弊害の助長につながってきます。

そこで、細分化や拡大化を抑制しつつ、組織のスクラップ・アンド・ビルドに努め、課・係等を中心とした再編を進めるとともに、市民に分かりやすい名称に改めます。

#### 【2．審議会等の見直し】

行政事務においては、法や条例の定めにより担当する事項について、審査・審議等を行う附属機関があります。また、法の定めによらず協議・調整を行うための懇話会や懇談会、及びイベントなどを共同で行うための実行委員会等の機関が多くあります。

こうした審議会等について、整理統合及び運営等に関する指針に基づき見直しを進めるとともに、特に委員の構成については、一般公募や女性の登用を含め幅広い市民層からの参加に配慮します。

### 【 3 . 外郭団体等のあり方 】

行政の補完的な役割を果たしている外郭団体等に対し、市の厳しい財政状況と行財政改革の必要性についての理解を求め、市と同一の視点にたった見直しを要請していきます。

また、設立目的が現状に即さなくなったものについて、段階的な縮小、廃止、統合などの検討を行うものとし、さらに、事業内容や活動の見直し及び業務執行の効率化など運営面の改善も求めていきます。

なお、これに際しては、市と外郭団体等が定期的な情報交換を含め連携して取り組むとともに、活動状況等について市民への情報提供を促進します。

## 第 2 節 定員管理及び給与等

職員数の増加は、財政を圧迫する要因となるため、適正な定員管理に努める必要があります。

そこで、施策の選択や重点化に伴う組織機構の再編とあわせ、職員数の抑制を図っていきます。

また、職員の給与については、これまでもその適正化に努めてきましたが、諸手当の見直しを進めるなど、引き続き適正化に努めます。

### 【 1 . 定員管理等 】

職員の人件費は、財政支出のなかで大きな割合を占めています。

職員定数については、平成 6 年以降、条例定数を増加させることなく、その抑制に努めています。

今後とも、組織機構の再編、事業の見直し、事務処理の効率化、外部委託の推進、繁忙期の応援体制などにより、抑制基調を堅持するものとし、平成 9 年度から 10 年間で約 150 人の職員削減を目標とする定員適正化計画の見直しを行います。

なお、本市においては、人口急増期の大量採用による年齢構成のアンバランスがあり、この大量退職と、これを補うための大量採用という繰り返しが生じないよう、長期的視点にたった採用のあり方を検討します。

さらに、事業量の増減に応じた人員配置や適材適所など、限られた人員の有効な活用に努めます。

### 【 2 . 給与制度等の見直し 】

職員給与は、社会経済情勢の変化に対応し、ラスパイレス指数の引下げなど、その適正化に努めてきましたが、特殊勤務手当などの見直しをはじめ、市民の理解が得られるよう給与の適正化を進めます。

また、時間外勤務については、職員の適正配置、事務管理の徹底、事務改善の推進により抑制します。

なお、職員給与の実態等について引き続き公表します。

### 第3節 意識改革と活力のある職場環境づくり

市民の立場にたった行財政運営、縦割り主義の是正、社会情勢の変化への的確な対応、さらには事務の効率化を進めるためには、市民の視点からの発想と、経営の視点からの発想が必要です。

そのため、職員一人ひとりが公務員としての再認識と意識改革を行い、行財政運営にあたるものとしします。

同時に、個々の職員の意識改革と能力開発の実現には、職員がこれらに積極的に取り組める職場環境が大切であり、各職場で目標の達成に向けて、お互いが協力・協調できる環境づくりを進めます。

#### 【1．職員の意識改革】

行政の質的転換を図るために最も必要なことは、職員の意識改革です。

地方分権が進むなかで、職員一人ひとりが、市の置かれている厳しい財政状況を十分認識し、行財政改革を自らの問題とし、よりいっそう意識改革を図ることが必要となっています。

そのために、研修等を含めた人事制度の充実をはじめ、職員の意識改革を促す方策を実施していきます。

#### 【2．職務遂行能力の向上等】

新たな行政課題に対応して、創造性のある施策を推進していくためには、職員が常に前向きな姿勢をもち、高度の専門性や多角的な見地から職務を遂行することが要請されています。

そこで、職員の意欲や能力を高め、職場の活性化を図るため、成績主義や能力主義に重点を置いた人事・任用制度の研究を進めます。

さらに、時代の要請に応えうる人材の育成のため、この重要性を認識し、国の「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」等を参考に、市民ニーズの変化や新たな行政課題に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針を策定します。

### 第4節 透明性のある開かれた市役所

この行財政改革をはじめ市政を運営していくうえで、市民の理解と信頼、協力が不可欠です。

そのためには、透明性のある開かれた市政が求められます。

そこで、情報公開制度、個人情報保護制度及び行政手続制度の適正な運用を図るとともに、監査機能の充実等を進めます。

#### 【1．情報の公開等】

市民が情報の公開を求める権利を明らかにすることにより、市民と行政との信頼関係の強化と市民参加を促進し、もって市政の健全な発展を図るため、情報公

開制度の充実を図ります。

また、個人情報保護制度は、個人の尊厳を擁護するために必要不可欠なものです。行政がもっている個人情報に対する開示請求の権利を保障する一方、情報の収集、利用等を適正に行うことにより、個人の権利利益の侵害を防止するように努めます。

さらに、行政運営における公正の確保と透明性の向上のため、行政手続条例を制定していますが、この適正な運用に努めるとともに、会議の公開等についても検討します。

## 【 2 . 監査機能等の充実】

市民の市政に対する信頼の確保を図るため、行政内部の事務におけるチェック機能を充実することが重要です。

また、地方分権の流れのなかでは、国や県の関与が減少することからも強化する必要があります。

そこで、より公平で透明な行政の展開を図るため、本市においては外部監査制度を義務づけられてはいませんが、この導入を研究します。

---

## 第3章 財政の健全化

---

市の財政は逼迫した状況に直面しています。高い経常収支比率に見られるように、貴重な財源が経常的経費に大部分充当され、道路・ごみ処理施設の整備等の投資的な経費にまわせる余裕が少なくなっています。

これが長期化すると、市民生活に大きな影響を与えてきます。

そのため、新たな行政課題や臨時的及び投資的事業への対応余力をもった、弾力的で、ゆとりのある財政構造に改善することが急務であり、事業の見直しや組織機構の再編など行財政全般にわたる大胆な改革に取り組むものとします。

また、今日の厳しい状況を早急に克服するためには、財政健全化の具体策を明らかにし、計画的に進めます。

### 第1節 計画的な財政運営

財政の健全化を図るため、現在進めている改革に加え、大綱の趣旨を踏まえた新たな健全化の具体策を別途策定するものとし、平成16年度における経常収支比率を90%以下、公債費負担比率を15%以下に抑制することを目標に、計画的な財政運営に努めます。

なお、この推進にあたっては、市民サービスや市民負担への影響を勘案するものとし、さらに、市民の理解と協力を得るため、それに先立って行政自らが、徹底した内部努力をさらに深化させていくものとします。

### 第2節 財源の確保

新たな行政課題や市民ニーズに応じて、安定的な行政サービスを行うためには、積極的かつ的確な財源の確保に努める必要があります。

そのため、市税収入等の確保に努めるとともに、使用料・手数料等の定期的な見直しなどを行います。

#### 【1. 市税収入等の確保】

将来の財政基盤強化のためには、税源のかん養策を長期的視点から進める必要があります。

また、課税客体等の適正な把握と、税負担の公平性の確保に努めるものとします。

#### (1) 税源のかん養策

安定的な財政基盤の確立は、行政の自主的・自立的な運営のため、今後ますます重要となってきます。特に、市税収入は一般財源の中心をなすことから、税源のかん養策を長期的視点にたって進めるものとします。

そのため、駅周辺の整備をはじめ、道路や土地区画整理等の都市基盤施設の整備、さらには産業振興策など、都市としての付加価値を高める魅力あるまちづくりを促進します。



## (2) 徴収率の向上

税等の未納については、収入面の問題に加え、納めた人との間に不公平を生じさせます。

そのため、啓発活動や個別訪問の強化、滞納者の実態に応じた徴収を実施するなど、市税等の徴収率の向上に努めます。

### 【 2 . 使用料・手数料等の見直し】

公共施設等の利用に伴う使用料や、証明・許可に伴う手数料は、その費用に対して徴収しており、法令などに定められています。

これらの行政事務は、特定の利用者、または受益者の利益・利便のためのものであることから、料金の算定基準の見直しを定期的に行うものとします。

### 【 3 . 財産収入の確保】

未利用の市有財産については、将来にわたる活用の可否を個別に検討し、不用と判断されたものについては、計画的に売却を進めます。

また、行財政改革による施設の統廃合等で不用な土地が生じた場合も、同様の措置を取るものとします。

## 第 3 節 歳出構造の改善

人件費・扶助費・公債費の義務的経費を含めた経常的経費が拡大傾向にあり、財政の弾力性を失わせる要因の一つとなっています。

この経常的経費を含めた歳出構造を改善するためには、単なる事業の見直しに止まらず、経営の減量化を基本とし、組織機構の再編など既存の行財政システムを大胆に変換していかなければなりません。

特に、人員や予算を必要とする事業にあっては、財政の硬直化につながる要素が多いことから、外部委託の推進など、効率的なサービスを提供できる新たなシステムに変えていくものとします。

また、財政状況によっては、予算査定等において、臨時的な措置を講ずるものとします。

## 第 4 節 国・県等への要望

地方税制度や地方交付税制度の改善等について、全国市長会などを通じ、国や県に対して要望していきます。

また、地方分権の潮流のなかで、財源を伴わない分権の推進は、地方自治体の財政負担の増加と市民サービスの低下を招くおそれがあり、この財源の確保についても要請していきます。

## 第3部 実現に向けて

---

### 第1章 職員の意識改革のもと、全庁あげての改革の推進

---

行財政改革の推進は、市長部局のみならず各種行政委員会及び水道局等を含めた全庁に共通するものであり、各機関は、横断的な連携を密にし、一体となって改革を推進します。

また、職員は、行財政運営が市民の負担により賄われていることを認識し、「最少の経費で最大の効果をあげる」という基本理念に徹して、絶えず改善、改革する意識をもって取り組むものとします。

なお、この大綱及び推進計画に基づき行財政改革を進めますが、必要に応じて推進項目や改善内容の追加及び変更等を行うなど、柔軟に対応します。

---

### 第2章 市民とともに築くまちづくり

---

地方分権で最も基本となる考え方は、「地域の課題には地域のなかで、ふさわしい方策を作っていく」ことです。そのためには、市民がまちづくりに関心をもつことや、行政が市民に信頼され、理解されることが重要です。

そこで、行政の情報公開・行政手続・広報広聴・監査機能の充実など、市民への説明責任を強化するとともに、市政への市民参加及びコミュニティ活動に対する連携・支援を促進します。

#### 第1節 市民参加によるまちづくり

地域福祉や環境問題への対応など、今後のまちづくりの推進にあたっては、市民参加による合意形成や連携が重要です。そのため行政情報の提供や公開を推進するとともに、各種計画の策定等への参画を促進します。

また、市民一人ひとりが地域で生活する一員として、地域のコミュニティ活動に積極的に参加することは、地域社会の活性化や連帯意識の向上に重要な機能を発揮することから、コミュニティ推進計画に基づく施策の展開を図ります。

#### 第2節 ボランティア活動との連携・支援

阪神・淡路大震災における各種ボランティア等の活動は、社会的に大きな反響を与えたところです。

今日、福祉の増進、社会教育の推進、環境の保全、災害時の救援など、幅広い分野でボランティア活動が展開されております。こうした背景のもと、特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年12月から施行されるなど、その社会的意義や重要性が高まっています。

そのため、ボランティア活動との連携や、その支援に努めます。

## 附 属 資 料

資料 1 行財政改革推進にあたっての提言書

資料 2 八千代市の財政状況等

資料 3 八千代市行財政改革推進委員会設置要綱

資料 4 八千代市行財政改革推進本部設置規程

# 八千代市行財政改革の推進にあたって

## 提 言

平成 1 1 年 3 月

八千代市行財政改革推進委員会

## 八千代市行財政改革の推進にあたっての提言

八千代市行財政改革の推進にあたり、八千代市行財政改革推進委員会での議論を踏まえて、本委員会として行財政改革の基本認識及びその方策について、別添のとおり提言いたします。

平成11年3月10日

八千代市長 大澤 一 治 様

八千代市行財政改革推進委員会

委員長	大 草 榮 夫
委員	青 木 勝
委員	飯 田 猪 一 郎
委員	川 嶋 正 和
委員	清 水 利 治
委員	菅 野 理 恵 子
委員	豊 田 光 雄
委員	原 田 亥 歳 子

## 1. 行財政改革の基本認識

時代の大きな転換期にある現在、国はもとより地方においても行財政運営の大胆な転換が求められており、行財政改革の推進は自治体の最優先課題となっている。

八千代市においては、平成8年度に策定した行政改革大綱及び同実施計画に基づいて、内部経費の削減をはじめ、スクラップアンドビルドの視点にたった事業の見直し、人件費の抑制や職員の削減など、諸般の行財政改革を進め、一定の成果を収めてきたところである。

しかしながら、現在の八千代市の財政状況は、長引く景気の低迷により、歳入の中心を占める市税の伸びが期待できず、今後も引き続き厳しい財政状況が続くことが予想される。

また、一方においては、急速な少子・高齢化の進行や環境問題への対応など、行政需要は益々増大してきており、介護保険をはじめとする保健・医療・福祉サービスの総合的な推進や少子化のもとでの子育て支援、ゴミ焼却施設の建設など、対応すべき課題が山積している。

さらに、地方分権も具体的な推進段階に入ろうとしており、このような新たな行政課題や多様な市民ニーズへの総合的・計画的な対応が求められている。

平成11年度を初年度とする新たな行財政改革大綱及び同推進計画の策定にあたっては、このような現状を直視し、地方自治法第2条第13項に定められている「最少の経費で最大の効果を挙げる。」という地方自治の基本原則を踏まえて取り組むべきである。

また、行財政改革の推進にあたっては、質の高い自治体への変革を目指して、市民サービスの維持に配慮しながら、事業全般の見直しや時代に即応した組織機構の確立、経営的な視点にたった行財政運営、定員管理及び給与の適正化、財政の健全化への対応などを、総合的に推進することが必要である。

## 2. 提言事項

### 1. 組織機構の見直し

組織機構については、常に社会情勢の変化と市民ニーズの変化に的確かつ柔軟に対応できるものでなくてはならないが、新たな行政需要に対応するため、肥大化、細分化する傾向があり、それが固定化しがちである。

そのため、組織機構の細分化や拡大化を抑制することを基本として、常に点検・見直しを行うことが必要である。

また、部・課を越えて取り組まなければならない業務については、相互の応援体制を確立して柔軟に対応することが必要であり、併せて、組織の名称についてもできるだけ市民にわかりやすいものにすべきである。

さらに、市の附属機関である審議会等の委員の選任にあたっては、市民公募や女性委員の登用に配慮すべきである。

また、市政を推進するうえで補完的な役割を果たしている既設の外郭団体についても、事業運営の効率化を推進するなど、市と同一の視点にたった見直しを要請することが必要である。

## 2. 定員の見直し・給与の適正化

### (1) 定員の見直し

八千代市は、これまでも職員定数の抑制に努めてきたところであるが、職員の人件費が財政支出のなかの大きな割合を占めている現状を踏まえて、引き続き、事業の見直しや事務処理の効率化を進めること。また、民間等に委託することが可能な業務については、行政責任を明確にしたうえで積極的に外部委託することなどにより、定員の抑制・削減に努めるべきである。

さらに、新たな行政需要に対しても、配置転換などで対応し、職員数の抑制に努めることを主眼として長期的な視点にたった職員採用計画を策定すべきである。

### (2) 給与の適正化

職員給与については、八千代市の財政状況の悪化に対応し、臨時的な措置として、管理職手当の削減や一般職を含めた期末手当の削減などの給与の引下げが行われているところである。

今後も、人事院等の勧告を踏まえた制度運用に努めることを基本として、特殊勤務手当の見直し、職員の適正配置などによる時間外勤務手当の抑制等を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した時差出勤体制の拡大を検討することが必要である。

## 3. 事業の見直し等による効果的な施策の推進

今後も長期にわたって市税の伸びが期待できず、厳しい財政状況が予測されるなかで、新たな行政需要に的確に対応していくためには、事業全般にわたる総合的な見直しを行い、効率的・効果的な事業運営への転換、事業の選択と重点化を進めることが必要である。

そのため、「事業の評価システム」を確立し、現行事業並びに計画事業の見直しを行うこと。また、新規事業についても、市民要望と費用対効果、後年度の財政負担などを考慮した計画的な実施と合わせて、業務の外部委託など民間機能の活用を積極的に進めるべきである。

なお、効率的な施策の推進に関する個別事項を以下のとおり提言する。

### (1) 外部委託の推進

市が実施している業務のなかには、直営よりも民間など外部に委託した方が効率的・効果的に遂行できる業務がある。

市民サービスの質的な低下を招かないこと及び行政責任を確保することを前提として、積極的かつ計画的に外部委託を推進すること。

### (2) 補助金等の見直し

補助金等については、行財政改革の一環として、廃止・縮小等の見直しが行われてきているが、引き続き、その意義、役割、効果などについて点検を行い、整理合理化に努めること。なお、新たに補助金を交付する場合は終期を設定するなど、その総額を抑制することが必要である。

### (3)公共工事等のコストの縮減

平成10年度に策定される「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づいて、工事コストの縮減に努めるとともに、各種の委託業務や維持管理経費等についてもコスト縮減という視点での見直しが必要である。

### (4)広域行政の推進

道路・交通網の整備や環境問題、地方分権への対応など、広域的な行政課題が増加している。効率的な行政運営という観点から、近隣各市と連携して広域行政を積極的に推進すること。

### (5)公共施設の適正配置と効率的な管理運営

既存の公共施設について、社会情勢の変化等に即した適正な配置と施設の有効利用を検討するとともに、利用度の少ない施設については、その整理統合を進めることが必要である。

また、市民ニーズに応じて、施設の開館日や利用時間等の見直しを行うとともに、外部委託や臨時職員の活用による効率的な管理運営を進め、維持管理費の節減に努めるべきである。

## 4．事務改善と情報化の推進

事業の見直しと合わせて、事務処理の効率化などの事務改善を進め、経費の節減と市民サービスの向上に努めることが必要である。

そのため、既定の概念にとらわれずに職員の参加・提案を促すとともに、情報機器を活用した事務処理を推進すべきである。また、各種の申請手続きなどの簡素化と市民への接遇の向上について、一層の改善が望まれる。

さらに、高度情報化社会の進展を踏まえて、業務の効率化を進める行政内部の情報化と情報通信技術を活用した市民への情報提供を促進すべきである。

## 5．財政の健全化

冒頭の基本認識で述べたように、八千代市の財政を新たな行政課題への対応力をもった構造に転換していくためには、市の現状の財政状況を直視して、各種事業の見直しをはじめとする行財政全般にわたる改革を引き続き推進するとともに、計画的な財政運営、市税収入の確保など財源の確保に努めなければならない。

そのため、行財政改革による見直しに加えて、別途、財政健全化に向けた具体的な対応策を早期にとりまとめ、計画的に推進することが必要である。

### (1)計画的な財政運営と財源の確保

行財政改革大綱に、経常収支比率の改善及び公債費負担比率の抑制に向けた数値目標を掲げて、財政の健全化を計画的に進めるとともに、市税収入の確保及び利用者負担の原則に基づいて、適宜、各種使用料・手数料等の見直しを行うなど、財源の確保に努めること。



## (2)新たな行財政システムへの転換等

財政の弾力性を失わせている経常的経費の増加を抑制するため、外部委託や臨時職員の活用を進めることにより段階的に職員数を削減するなど、経営的視点にたった新たな行財政システムへの転換を進めるべきである。

また、地方分権が進展するなかで、財源を伴わない分権は自治体の財政負担の増加と市民サービスの低下を招くおそれがあるため、近隣各市と協同して、国・県に対し、分権に伴う財源確保の要請を積極的に実施すべきである。

## 6. その他の提言事項

### (1)職員の意識改革と人材の育成

全ての職員が行財政改革を自らの問題として捉え、推進するためには、職員の意識改革が不可欠の前提条件である。

そのため、職員の公務意識の向上とともに、効率性・コスト意識などの経営感覚を身につけることが必要である。また、人材育成基本方針を策定し、新たな行政課題に適切に対応できる人材の育成に努めるとともに、努力した者が報われる実績主義を基本とした人事・任用制度の研究を進めるべきである。

### (2)情報公開の推進と監査機能の充実

市民と行政の信頼関係を深め、市政への参加を促進するために、個人情報保護に留意しながら市政情報の公開を促進すること。

また、地方分権の進展により監査機能の強化が要請されていることから、より公正で透明な市政を推進するため、監査機能の充実に努めるべきである。

### (3)行財政改革大綱推進計画の進行管理と市民への公表

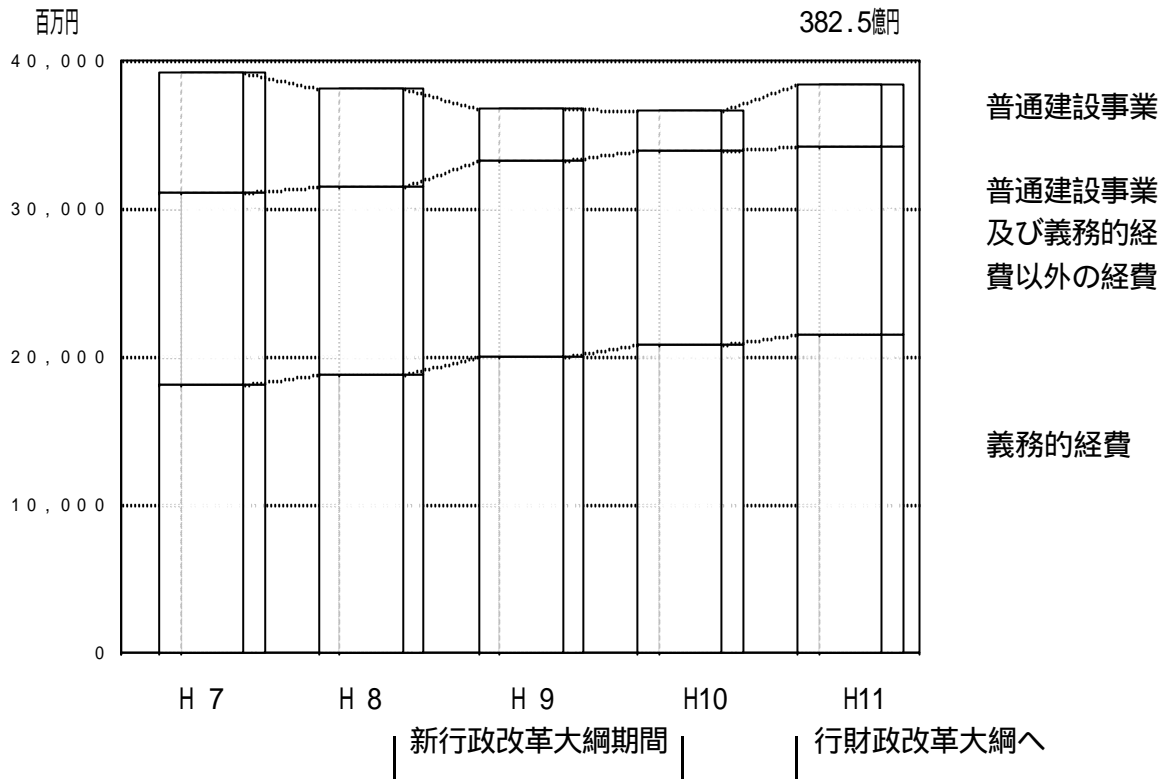
行財政改革を着実に推進していくためには、進行管理を継続的かつ的確に実施していくことが必要である。

なお、八千代市においては、推進計画に掲げた主な項目の進捗状況を、適時広報に公表しているが、今後はその内容の一層の充実に努めること。

## 八千代市の財政状況等

## 予 算 の 推 移

## 《 一般会計当初予算規模の推移 》



本市の財政状況は、歳入面において市税等の収入が伸び悩むなか、歳出面においては、人件費・扶助費・公債費の義務的経費を含む経常的経費が増加する一方、基金残高は大幅に減少し、また債務残高は増加するなど、非常に厳しい局面にあります。

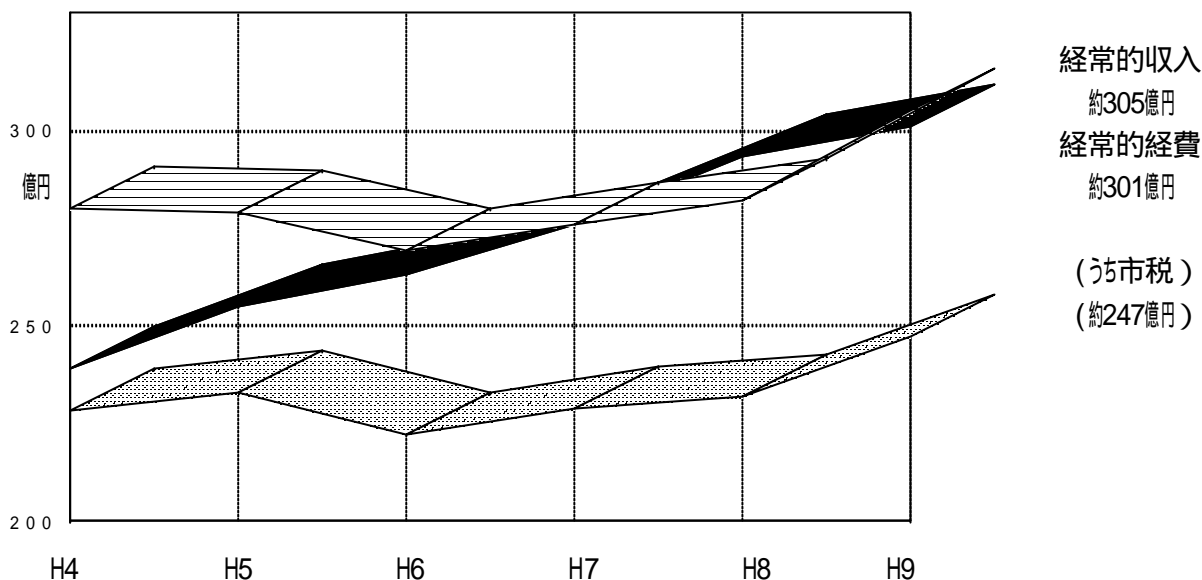
このようなことから、一般会計の当初予算は、新行政改革大綱及び同実施計画のスタートした平成8年度から歳出抑制の方針により、3年連続のマイナス予算となっており、特に平成9年度は、市制施行以来最大の減少率を示しました。

なお、平成11年度については、引き続き経常的経費の抑制を図りつつ、焼却炉の建設等の生活関連施設の整備や地域福祉施策の充実に配慮した結果、総額としては前年度に比較して4.5%の伸びとなっています。

主要な財政指標である財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成9年度の決算では、平成8年度の100.5%から95.5%に下がっていますが、依然として高い数値であることから、行政改革の推進とあわせて、財政の健全化に努めていくことが求められています。

## 経常的経費の増加等による財政の硬直化が進行

経常的収入（市税含む）と経常的経費の推移



本市の財政は、右肩上がりの増収に支えられ、それに伴って歳出も増加し続けてきました。

しかし、バブル経済崩壊後、市税を中心とした経常的な収入の伸びに対し、経常的な支出の伸びが上回っております。

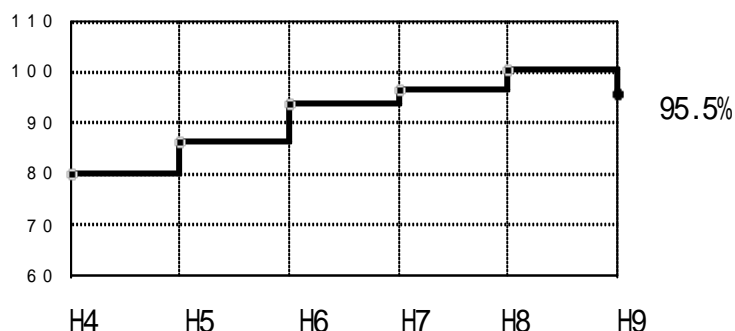
特に、平成8年度の決算では、市税など決まって入ってくるお金に対して、人件費、物件費など決まって支出しなければならないお金が上回り、その比率は100.5%でついに逆転してしまいました。

この比率（経常収支比率）は、70%台が好ましい数値の範囲内といわれており、この数値が低いほど「ゆとり」があり、建設事業等へお金を振り向けられます。

本市の財政状況は、常に右肩上がりの増収を期待できる時代は終わったといわれるなか、増加傾向にある歳出構造を改革しなければ、現在のままでは赤字が出る苦しい台所事情であり、その財政構造は危機的な状況にあります。

そのため、一刻も早く収入に見合った適正な財政規模に抑えていくことが求められており、行財政改革の一層の推進が必要です。

## 経常収支比率の推移

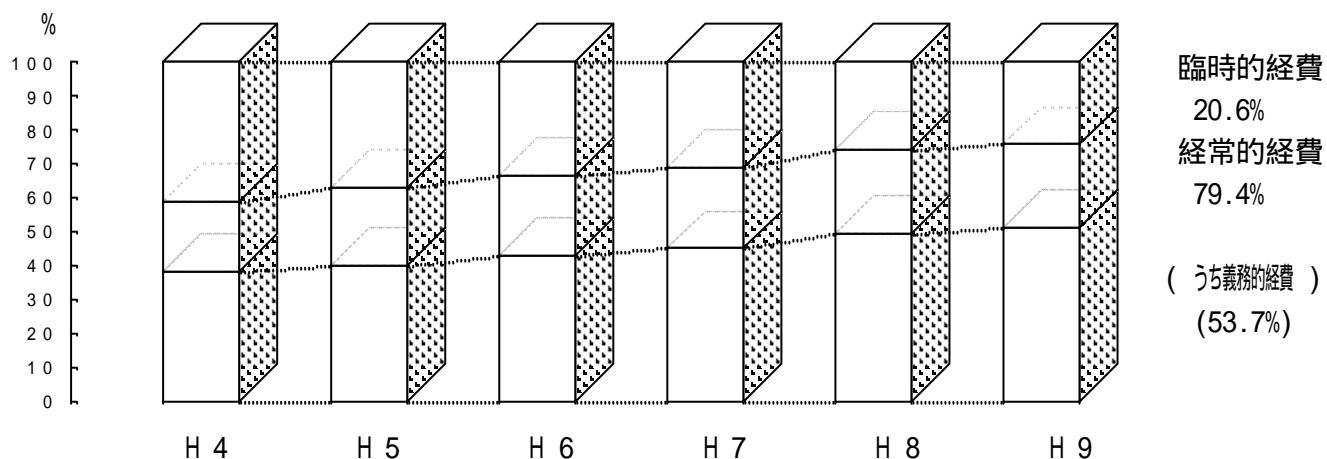


目安とされる80%を大きく上回っていることから、自由に使い道が決められる市税もその大部分を義務的経費など毎年支出しなければならない経費に充てざるを得ない状況にあり、投資的経費など臨時的な支出や突発的な支出への対応余力に欠けた硬直化した財政状況にあります。

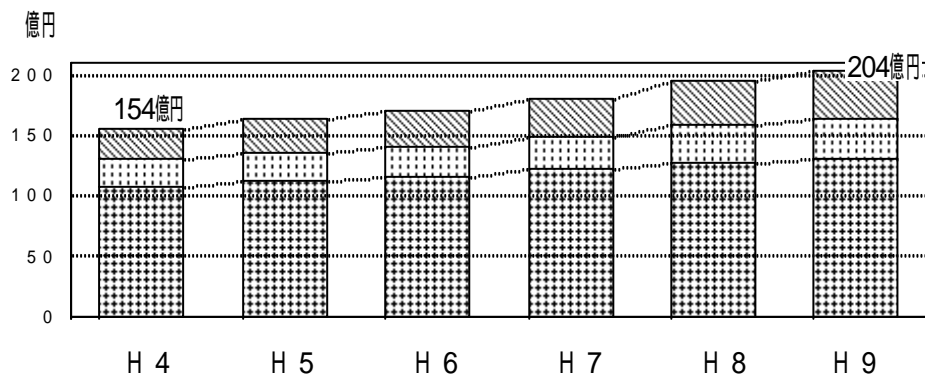
## 歳出の構造

支出を減らすことが困難な「義務的経費（人件費・扶助費・公債費）」に、物件費等を加えた「経常的経費」の伸びが、歳入の伸び悩むなか財政を圧迫しています。

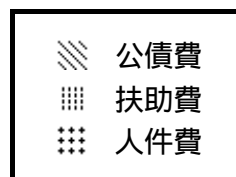
### 歳出の構成比の推移



### 義務的経費の推移

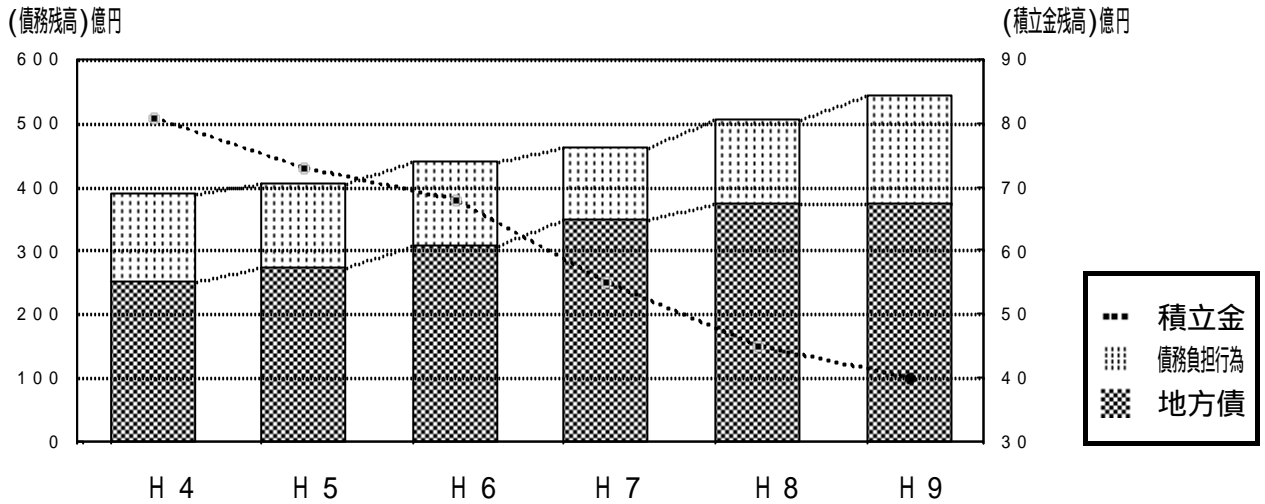


人件費が9年度決算で見ると、63.2%を占めています。



# 財政負担の状況

## 債務残高と積立金残高の推移



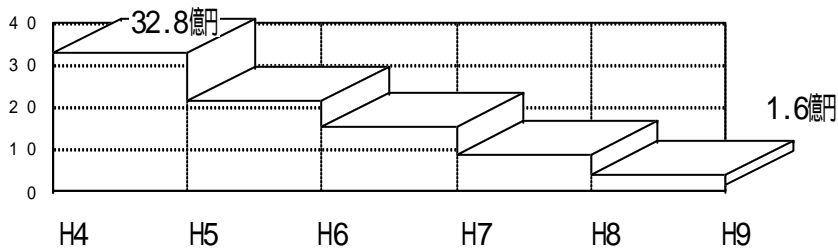
平成9年度末で、地方債及び債務負担行為残高は、約543億5百万円で、歳入総額の約1.3倍となっています。また、公債費がどの程度、一般財源の用途の自由度を制約しているかを表す公債費負担比率においても増加傾向にあるため、借入は極力抑制していく必要があります。

《平成9年度末 人口1人当たり債務残高 336,267円》

特定の目的のために財政調整基金をはじめ7つの基金を設置しています。この積立金の残高は、平成3年度の約83億円をピークに減少し、平成9年度末で約40億3千万円となっています。

《平成9年度末 人口1人当たり積立金残高 24,969円》

## 財政調整基金の推移



大幅な減収や災害の発生等により思わぬ支出を余儀なくされたりする際に備える基金です。財源不足のなか、この残高が急減し、活用できないため厳しい状況にあります。

# 一般会計当初予算における節別推移

(単位: 千円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	増 減 率					
						8年/7年	9年/8年	10年/9年	11年/10年	11年/7年	
1 報 酬	408,506	412,200	413,743	405,951	389,959	0.9	0.4	1.9	3.9	4.5	
2 給 料	5,515,359	5,691,410	5,852,385	5,874,059	5,979,252	3.2	2.8	0.4	1.8	8.4	
3 職 員 手 当 等	4,369,628	4,440,773	4,600,607	4,645,135	4,717,040	1.6	3.6	1.0	1.5	8.0	
4 共 済 費	1,349,610	1,379,265	1,433,533	1,450,513	1,440,461	2.2	3.9	1.2	0.7	6.7	
5 災 害 補 償 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6 恩給及び退職年金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7 賃 金	339,139	357,786	319,199	275,216	291,347	5.5	10.8	13.8	5.9	14.1	
8 報 償 費	331,649	272,535	146,192	131,942	108,094	17.8	46.4	9.7	18.1	67.4	
9 旅 費	82,605	72,447	63,680	46,977	30,338	12.3	12.1	26.2	35.4	63.3	
10 交 際 費	10,990	9,990	8,891	7,873	6,910	9.1	11.0	11.4	12.2	37.1	
11 需 用 費	2,074,079	2,252,561	2,086,249	1,971,831	1,811,414	8.6	7.4	5.5	8.1	12.7	
細 節	消 耗 品 費	362,938	381,175	332,488	292,556	252,059	5.0	12.8	12.0	13.8	30.6
	燃 料 費	58,277	54,861	53,302	51,625	43,221	5.9	2.8	3.1	16.3	25.8
	食 糧 費	28,619	20,149	12,441	7,634	3,799	29.6	38.3	38.6	50.2	86.7
	印 刷 製 本 費	206,265	197,625	182,014	155,874	107,356	4.2	7.9	14.4	31.1	48.0
	光 熱 水 費	552,054	648,349	607,073	568,835	544,164	17.3	6.4	6.3	4.3	1.6
	修 繕 料	193,879	221,094	159,900	159,346	131,054	14.0	27.7	0.3	17.8	32.4
	賄 材 料 費	654,121	701,192	707,850	704,644	697,808	7.2	0.9	0.5	1.0	6.7
	医 薬 材 料 費	17,026	28,116	31,181	31,317	31,953	65.1	10.9	0.4	2.0	87.7
12 役 務 費	211,120	210,753	204,233	202,527	196,751	0.2	3.1	0.8	2.9	6.8	
細 節	通 信 運 搬 費	137,981	143,134	139,219	149,457	137,944	3.7	2.7	7.4	7.7	0.0
	広 告 料	1,961	2,443	3,096	1,746	1,323	24.6	26.7	43.6	24.2	32.5
	手 数 料	49,704	43,105	33,027	26,735	34,068	13.3	23.4	19.1	27.4	31.5
	保 険 料	21,474	22,071	28,891	24,589	23,416	2.8	30.9	14.9	4.8	9.0
13 委 託 料	4,294,397	4,262,194	4,511,712	4,539,066	4,428,614	0.7	5.9	0.6	2.4	3.1	
14 使用料及び賃借料	780,067	698,932	622,669	742,635	736,497	10.4	10.9	19.3	0.8	5.6	
15 工 事 請 負 費	3,017,057	3,235,974	1,311,951	1,395,612	2,735,247	7.3	59.5	6.4	96.0	9.3	
16 原 材 料 費	18,079	13,361	10,757	8,182	6,961	26.1	19.5	23.9	14.9	61.5	
17 公有財産購入費	2,506,473	1,440,588	819,008	565,312	797,858	42.5	43.1	31.0	41.1	68.2	
18 備 品 購 入 費	442,175	386,146	310,486	139,327	119,151	12.7	19.6	55.1	14.5	73.1	
19 負担金補助及び交付金	2,846,579	2,841,103	2,851,165	2,363,893	2,240,111	0.2	0.4	17.1	5.2	21.3	
20 扶 助 費	2,277,027	2,427,242	2,709,272	2,892,162	3,232,622	6.6	11.6	6.8	11.8	42.0	
21 貸 付 金	535,800	535,800	536,040	535,800	532,320	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	
22 補償補填及び賠償金	285,922	338,820	290,910	247,877	181,293	18.5	14.1	14.8	26.9	36.6	
23 償還金利子及び割引料	3,572,198	3,627,093	3,934,238	4,254,825	4,257,984	1.5	8.5	8.1	0.1	19.2	
24 投資及び出資金	458,943	45,136	352,352	424,610	451,178	90.2	680.6	20.5	6.3	1.7	
25 積 立 金	496,018	120,780	55,835	28,033	24,330	75.7	53.8	49.8	13.2	95.1	
26 寄 附 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27 公 課 費	7,688	6,691	7,513	6,444	6,906	13.0	12.3	14.2	7.2	10.2	
28 繰 出 金	2,788,892	2,920,420	3,197,380	3,344,318	3,427,362	4.7	9.5	4.6	2.5	22.9	
予 備 費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合 計	39,120,000	38,100,000	36,750,000	36,600,000	38,250,000	2.6	3.5	0.4	4.5	2.2	

# 職員数の推移と人口との関係

(単位：人)

	職員数	人口 (住民登録人口)	職員1人当りの人口
平成元年4月1日	1,411	146,405	103.8
平成2年4月1日	1,413	147,226	104.2
平成3年4月1日	1,421	148,424	104.5
平成4年4月1日	1,449	150,314	103.7
平成5年4月1日	1,482	151,334	102.1
平成6年4月1日	1,504	152,578	101.4
平成7年4月1日	1,519	153,693	101.2
平成8年4月1日	1,538	153,997	100.1
平成9年4月1日	1,533	158,081	103.1
平成10年4月1日	1,499	161,493	107.7

## 八千代市行財政改革推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政を推進するため、八千代市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関して、八千代市行財政改革推進本部に対し必要な提言、助言等を行うものとする。

- (1) 行財政改革大綱及び同推進計画の策定に関すること。
- (2) 行財政改革大綱及び同推進計画の推進に関すること。
- (3) その他行財政改革に関し必要な事項。

### (委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、住民の代表者等のうちから市長が依頼する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政改革推進室において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。



附 則

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 2 月 2 4 日決裁）

この要綱は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 6 月 1 1 日決裁）

この要綱は、平成 1 0 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 9 月 1 4 日決裁）

この要綱は、平成 1 0 年 9 月 2 8 日から施行する。

## 八千代市行財政改革推進本部設置規程

### (設置)

第1条 本市の行財政改革の推進を図るため、八千代市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- ① 八千代市行財政改革大綱及び同推進計画（以下「大綱等」という。）の策定及び実施に関すること。
- ② その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は助役をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が推進本部の会議の議長となる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は行財政改革推進室長をもって充て、幹事は八千代市事務管理改善委員会の委員及び総括幹事が指名する者とする。
- 3 総括幹事は、必要の都度幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- ① 推進本部から指示された事項を調査検討すること。

② 次条に規定する部会から報告された事項を調査検討及び調整すること。

③ 大綱等の策定及び実施について推進本部に提言，助言すること。

(部会)

第7条 幹事会には，必要に応じて部会を設置する。

2 部会は，幹事会から指示された事項を調査検討し，その結果を幹事会に報告する。

3 部会は，部会員10人以内をもって組織し，部会員は総括幹事が指名する。

4 部会に部会長を置き，部会員の互選により定める。

5 部会長は，必要の都度，当該部会の会議を招集し，これを主宰する。

(各部等の協力等)

第8条 市長部局に属する各部，議会事務局，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，監査委員事務局及び農業委員会事務局並びに消防，水道局及び会計課においては，推進本部の事務の執行に当たり必要と認められる資料の提出，調査の実施等の協力及び大綱等に掲げた項目を推進するものとする。

(庶務)

第9条 推進本部及び幹事会の庶務は，行財政改革推進室において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，本部長が別に定める。

附 則

この規程は，平成7年7月18日から施行する。

附 則(平成9年2月26日決裁)

この規程は，平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年5月27日決裁)

この規程は，平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成10年7月22日決裁)

この規程は，平成10年7月22日から施行する。

附 則(平成10年9月14日決裁)

この規程は，平成10年9月28日から施行する。

別表（第3条第3項）

収入役	經濟環境部長
教育長	土木部長
水道事業管理者	都市部長
企画財政部長	議会事務局長
総務部長	監査委員事務局長
行財政改革推進室長	農業委員会事務局長
市民部長	選挙管理委員会事務局長
保健福祉部長	消防長